

## 第7章

### 介護保険料の算定

#### 1. 事業費の見込み

##### (1) 介護給付の見込み

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス基準単価を乗じ、費用負担の見直しによる影響を加味して次のように推計され、その総額は3年間で約562.6億円となります。

表 介護給付費の推計

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
(1) 居宅サービス（地域密着型を除く）				
①訪問介護	1,616,498	1,693,219	1,700,745	5,010,462
②訪問入浴介護	63,853	64,700	64,627	193,180
③訪問看護	454,159	465,416	469,126	1,388,701
④訪問リハビリテーション	106,531	111,367	112,450	330,348
⑤居宅療養管理指導	208,731	213,196	213,893	635,820
⑥通所介護	3,105,298	3,243,830	3,311,945	9,661,073
⑦通所リハビリテーション	685,590	714,254	726,268	2,126,112
⑧短期入所生活介護	1,026,682	1,052,666	1,070,525	3,149,873
⑨短期入所療養介護	125,819	127,768	128,454	382,041
⑩福祉用具貸与	566,513	588,177	593,836	1,748,526
⑪特定福祉用具販売	16,494	16,895	16,658	50,047
⑫住宅改修	40,889	38,894	38,894	118,677
⑬特定施設入居者生活介護	263,357	263,503	263,503	790,363

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5 年度計
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	124,386	125,178	189,211	438,775
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	63,819	66,515	67,645	197,979
④小規模多機能型居宅介護	155,595	157,217	195,073	507,885
⑤認知症対応型共同生活介護	885,144	885,636	937,837	2,708,617
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	556,378	556,687	651,261	1,764,326
⑧看護小規模多機能型居宅介護	123,444	128,848	165,187	417,479
⑨地域密着型通所介護	696,949	721,117	734,006	2,152,072
(3) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	4,053,890	4,056,140	4,121,839	12,231,869
②介護老人保健施設	2,412,022	2,413,360	2,413,360	7,238,742
③介護医療院	68,831	68,869	68,869	206,569
④介護療養型医療施設	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	903,570	945,406	961,193	2,810,169
介護給付費計	18,324,442	18,718,858	19,216,405	56,259,705

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## (2) 予防給付の見込み

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス基準単価を乗じ、費用負担の見直しによる影響を加味して次のように推計され、その総額は3年間で約 21.7 億円となります。

表 予防給付費の推計

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
(1) 介護予防サービス(地域密着型を除く)				
①介護予防訪問入浴介護	1,744	1,745	1,745	5,234
②介護予防訪問看護	69,259	70,572	72,013	211,844
③介護予防訪問リハビリテーション	30,554	30,649	30,985	92,188
④介護予防居宅療養管理指導	19,616	19,712	19,803	59,131
⑤介護予防通所リハビリテーション	176,374	176,929	177,954	531,257
⑥介護予防短期入所生活介護	27,445	27,978	27,978	83,401
⑦介護予防短期入所療養介護	1,690	1,691	1,691	5,072
⑧介護予防福祉用具貸与	146,411	146,482	147,297	440,190
⑨特定介護予防福祉用具販売	9,007	8,748	8,768	26,523
⑩介護予防住宅改修	50,440	48,650	47,650	146,740
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	30,331	30,348	30,348	91,027
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	6,923	6,927	6,927	20,777
②介護予防小規模多機能型居宅介護	7,251	7,255	8,292	22,798
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,402	2,403	4,807	9,612
(3) 介護予防支援	140,030	141,007	141,737	422,774
予防給付費計	719,477	721,096	727,995	2,168,568

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

### (3) 給付にかかるその他費用の見込み

介護給付費及び予防給付費から派生する費用として「特定入所者介護サービス等費（補足給付費）」、「高額介護サービス費等給付額」などがあり、これらの費用については、下記のとおり推計されます。

上記のその他費用を加えた「標準給付費見込額」の3年間の総額は、約618.7億円になるものと推計されます。

表 標準給付費見込額の推計

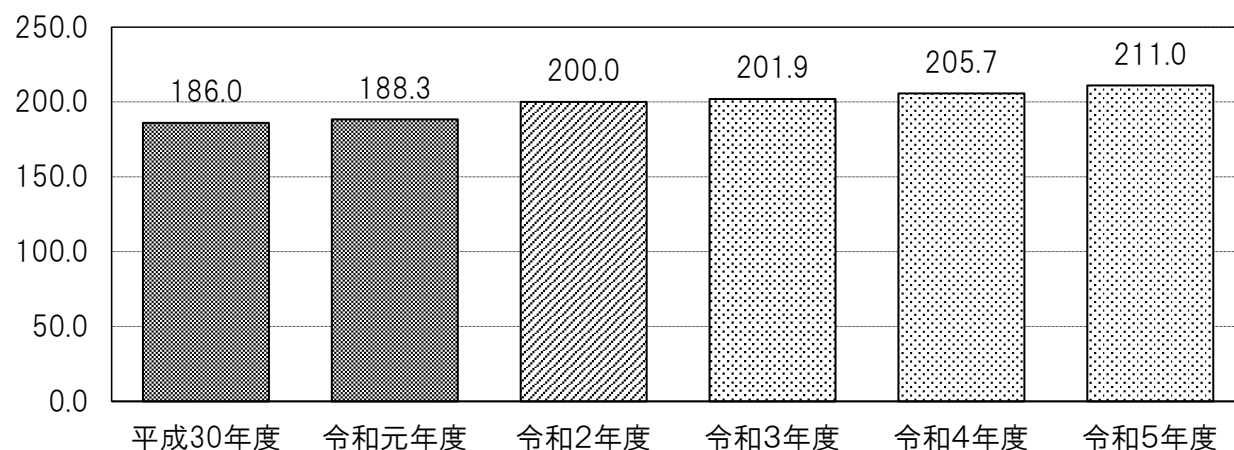
単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5 年度計
総給付費	19,043,919	19,439,954	19,944,400	58,428,273
特定入所者介護サービス等費	607,311	581,202	607,042	1,795,555
高額介護サービス費等給付額	465,212	470,771	469,717	1,405,700
高額医療合算介護サービス等費	60,744	61,510	62,276	184,530
算定対象審査支払手数料	17,146	17,293	17,502	51,942
支払件数 (件)	336,202	339,079	343,181	1,018,462
一件あたり単価 (円)	51	51	51	
標準給付費見込額	20,194,332	20,570,730	21,100,937	61,866,000

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年度別標準給付費の推移・推計

(億円)



※平成30年度、令和元年度は決算額、令和2年度は当初予算額、令和3～5年度は推計値。

#### (4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業からなります。介護予防・日常生活支援総合事業費の上限については、事業開始前年度の介護予防訪問介護給付費、介護予防通所介護給付費、介護予防支援給付費、介護予防事業費を合計したものに、75歳以上の高齢者人口の伸びを乗じたものとなります。

一方、包括的支援事業、任意事業費は、基本事業分について、65歳以上の高齢者人口の伸びから上限額を算定し、それに社会保障充実分を加えたものとなります。

本市では、次の割合で地域支援事業費を見込み、3年間の総額は約46.2億円になるものと推計されます。

表 地域支援事業費の推計（見込み）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5 年度計
地域支援事業費	1,507,599	1,540,216	1,573,549	4,621,364
介護予防・日常生活支援総合事業	1,032,284	1,063,731	1,096,141	3,192,156
包括的支援事業、任意事業	475,315	476,485	477,408	1,429,208
基本事業分	365,229	365,860	366,204	
社会保障充実分	110,086	110,625	111,204	

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 2. 保険料（被保険者の負担額）の設定

### (1) 保険給付費などの財源

介護保険事業において、介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用は、被保険者が利用するサービスの水準に連動し、保険料に反映されます。

費用負担は、原則として下図のとおりとなります。

図 介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

費用額						① 利用者 負担
②介護給付費・予防給付費（費用額から利用者負担分を除いた額）						
③保険料 50%			公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	国	県	市		
23% (⑤)	27% (定率)	調整交付金 5% (④)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

国	県	市
調整交付金 5% (④)	15% (定率)	17.5% (定率)
		12.5% (定率)

- ① 利用者が所得に応じて費用額の10%、20%または30%を負担します。
- ② 費用額から利用者負担分を除いた額を「給付費」といい、介護保険財政から給付されますが、これについては、50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。
- ③ 被保険者の保険料のうち、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が負担することになります。
- ④ 調整交付金とは、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75～84歳、85歳以上）人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。
- ⑤ 第1号被保険者の負担割合は、各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

地域支援事業にかかる費用についても保険料に反映されます。

なお、各保険者の判断のもと地域の実状に応じた事業展開が図られるよう、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業でそれぞれ上限が定められています。

なお、費用負担は下図のとおりとなります。

## 図 地域支援事業の財源構成

### 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国		県	市
		調整交付金			
23% (①)	27% (定率)	5% (②)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

### 包括的支援事業、任意事業

第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

- ① 第1号被保険者の負担割合は、各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。
- ② 調整交付金とは、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75～84歳、85歳以上）人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

## (2) 第1号被保険者の保険料基準額

### ①保険料基準額の算定

保険料収納必要額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合（23％）を乗じた「第1号被保険者負担分相当額」に、調整交付金相当額（標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計額の5％）と調整交付金見込額（同3.36％～3.47％予定）との差額を加え、介護保険給付費支払準備基金（※）の取崩額を減じて算出しています。

保険料収納率を勘案のうえ、保険料収納必要額を被保険者数（所得段階別加入割合を補正したもの）で除したものが一人あたり保険料基準額であり、月額5,560円となります。

※「介護保険給付費支払準備基金」

保険者の給付費支払いの増減に備えて保険者が設置する基金で、第1号被保険者保険料を積み立てて運営され、3年間の事業計画期間の財政調整を行います。

本計画では、保険料の増加を防ぐため、基金を取り崩します。

表 保険料収納必要額（3年間合計）の算出

単位：千円

	令和3～5年度計
標準給付費見込額＋地域支援事業費	66,487,364
第1号被保険者負担分相当額	15,292,094
調整交付金相当額	3,252,908
調整交付金見込額	△2,221,188
財政安定化基金拠出金見込額	—
財政安定化基金償還金	—
介護保険給付費支払準備基金取崩額	△420,000
財政安定化基金取崩による交付額	—
市町村特別給付費等見込額	—
保険料収納必要額	15,903,813

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

表 保険料基準額の算出

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度
予定保険料収納率	98.0%			
第1号被保険者数	80,732人	80,752人	80,713人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	81,078人	81,098人	81,061人	
保険料基準月額	月 額			5,560円



### (3) 所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料を段階的に設定することにより、低所得者の負担を軽減します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、前計画に引き続き、下記のとおり計11段階の保険料を設定します。

図 所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.50	2,780円
	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.625	3,475円
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の人	×0.75	4,170円
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	4,865円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.00 (基準額)	5,560円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.125	6,255円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	×1.25	6,950円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、320万円未満の人	×1.50	8,340円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、420万円未満の人	×1.625	9,035円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間420万円以上、820万円未満の人	×1.75	9,730円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間820万円以上の人	×2.00	11,120円

なお、国の政省令などに基づき、一部の段階で保険料基準額に対する割合について、公費負担による軽減を図ります。

## **(4) 低所得者への配慮**

### **①保険料の多段階設定**

従来から実施してきた低所得者層に配慮した多段階設定を継続するとともに、一部の段階に対しては公費負担による軽減措置を行い、より一層、低所得者層の負担の軽減を図ります。

### **②利用者負担緩和措置の実施**

高額介護サービス費等の支給、施設入所やショートステイ利用の際の居住費・食費の軽減、社会福祉法人などによる利用者負担軽減、災害などの場合の利用者負担額と介護保険料の減免、生活保護との境界層の場合の負担軽減などについては、国の指針に基づいて継続して実施していきます。

### **③貸付制度の実施**

介護サービスの自己負担金や償還払サービス費の支払いが一時的に困難な高齢者に対する貸付制度を継続し、必要な資金の貸付けを行います。